

平成19年から税源移譲によって あなたの住民税が変わります

県や市町村(地方団体)が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。その一環として、国の所得税から地方の住民税に3兆円の税源移譲が行われます。税源移譲に伴い、みなさんが納めている住民税が大きく変わります。

Q どうして変わるの?
A より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われるからです。

「地方にできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体改革。地方団体は、国が国税として集めた財源の中から国庫補助金として交付を受けて各種事業を行っていましたが、その行財政システムは必ずしも自主性が高いといえません。そのため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任で、より効率的に行えるよう国税から地方税へ税源移譲することになりました。

Q どう変わるの?
A 住民税所得割の税率が10%に統一されます。

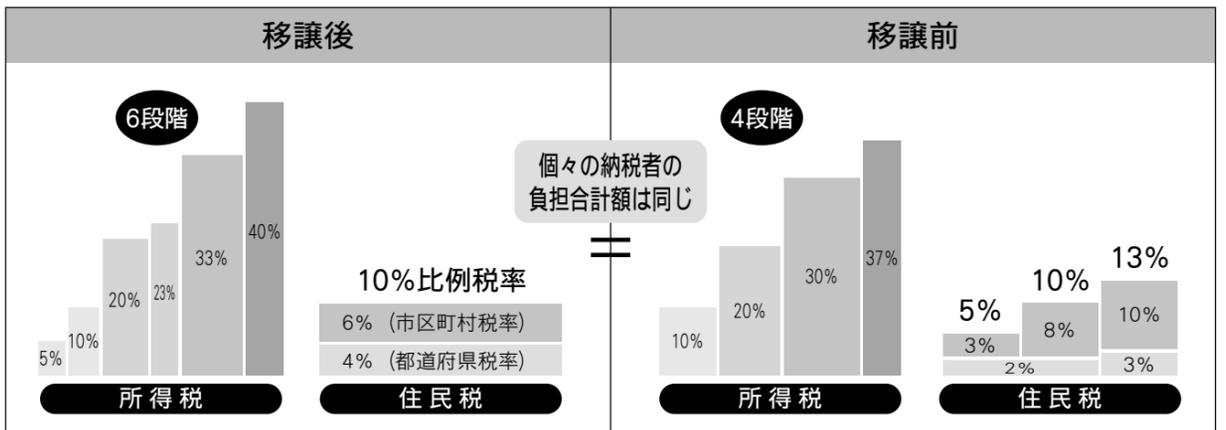
住民税所得割の税率は、従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないにかかわらず一律10%の比例税率構造に変わることになりました。(応益原則の明確化)

これによって高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります。(税源の偏在度の縮小)(※この改正は、平成19年6月徴収分から適用されます。)



Q 税負担は増える?減る?
A 税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため納税者の負担は変わりません。

住民税所得割の10%比例税率化に伴い、国税(所得税)の税率構成も見直されます。住民税については最低税率5%↓10%に引き上げ、最高税率13%↓10%に引き下げられます。所得税は逆に最低税率が10%↓5%に引き下げ、最高税率37%↓40%に引き上げとなります。また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません。



モデルケース

■ 独身者の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			税源移譲後 (単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000	160,500	260,500	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000	376,500	404,500	781,000	0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000	868,500	650,500	1,519,000	0円

■ 夫婦と子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			税源移譲後 (単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	56,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000	0円

- ※ 一定の社会保険料が控除されているものとして計算されています。
 - ※ 税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。
 - ※ 夫婦と子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
- くわしくは国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp>または南部町税務課 (TEL66-4802) まで

税源移譲以外の主な変更点

定率減税が廃止されます。

平成11年から景気対策のために、暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

平成18年所得税

平成18年1月分から税額の10%相当額を減額(12万5千円を限度)
住民税
平成18年6月分から税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

平成19年以降所得税

平成19年1月分から廃止
住民税
平成19年6月分から廃止

住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成18年度以降の経過措置

- ・ 18年度 税額の3分の2を減額
- ・ 19年度 税額の3分の1を減額
- ・ 20年度以降は全額負担

※ この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。